

第一回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

就業調整の実態

年収の壁とは？

就業調整のメリット・デメリット

社会保険労務士法人 港国際社会保険労務士事務所

社会保険労務士 近藤由香

メディア・講演実績

- ・日経新聞 (2017.10.2)
- ・テレビ朝日テレビ出演(2017.11)
- ・労働新聞コラム掲載(2018.12)
- ・企業実務にて記事掲載(2018.08)
- ・安全スタッフ記事掲載(2018.08)
- ・生命保険会社の社内報で記事掲載
- ・保険会社社内報にて記事掲載
- ・教育委員会(2017.05)
- ・保証協会連合会(2018.05)
- ・生命保険会社 (2018.07)
- ・仙台放送(2018.12)
- ・東京商工会議所(2019.02)
- ・図書関連会社の労働組合(2017.08)
- ・東京しごと財団(2018.08)
- ほか

就業調整の実態

年収の壁とは？

就業調整のメリット・デメリット



就業調整をしている人はどの位の割合で存在していると思いますか？

どの位の割合の人が就業調整をしているのでしょうか？

就業調整の割合

- ・「無期雇用パートタイム」
男性が 18.7%、女性が 16.7%
- ・「有期雇用パートタイム」
男性が 7.1%、女性が 26.4%
- ・「有期雇用フルタイム」
男性が 2.6%、女性が 7.5%

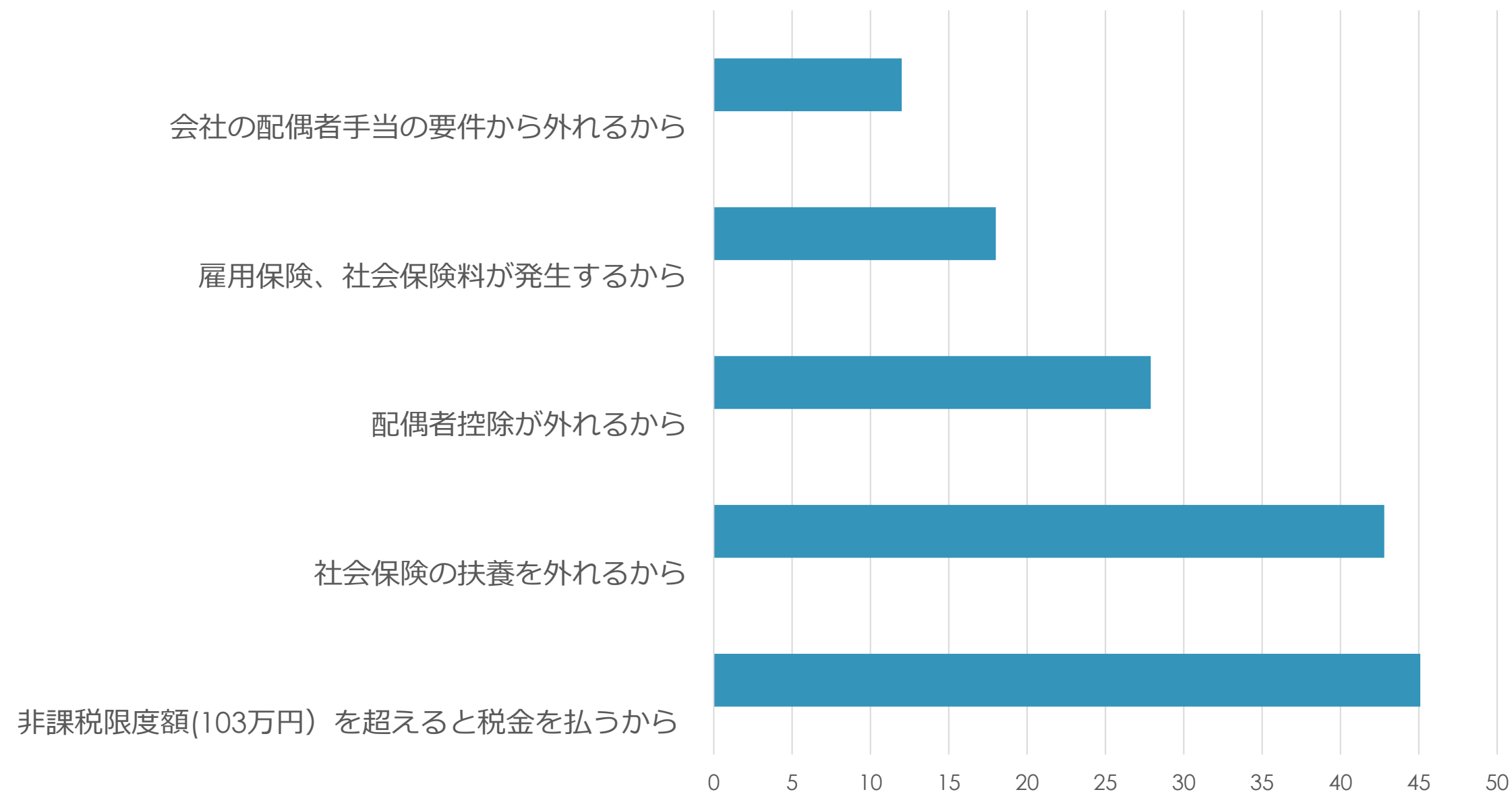


就業調整をしている人はなぜそうしていると思いますか？

またどのような理由からが多いのでしょうか？

就業調整の理由

就業調整をしている理由





みなさんは、就業調整をしていますか？
また、それはなぜですか？

今日は、「年収の壁」を知り、
働き方を今一度見直すきっかけにしましょう。

そもそも、「年収の壁」とは何でしょうか？

2018年の「150万円の壁」出現で話題になりましたが、今は定着してきた状況となっています。

ポイント

- ・以前は「103万円の壁」がありましたが、2018年の改正により年間47万円多く働くことが出来ると話題になりました。
- ・一方、「150万の壁」の言葉が先行し、**就業調整（それ以上働くことを選択しない）** をする世帯が増えることとなりました。
- ・この「壁」を正確に理解することは、**自身の可処分所得を増やし今後のキャリアを形成する上で重要**です。

本題に入る前に、言葉を整理しましょう。「**所得**」と「**収入**」の違いを理解しましょう。

ポイント



収入

給与、賞与の総支給額



所得

収入から必要経費を引いた額

就業調整の実態

年収の壁とは？

就業調整のメリット・デメリット

「年収の壁」とはそもそも何か？

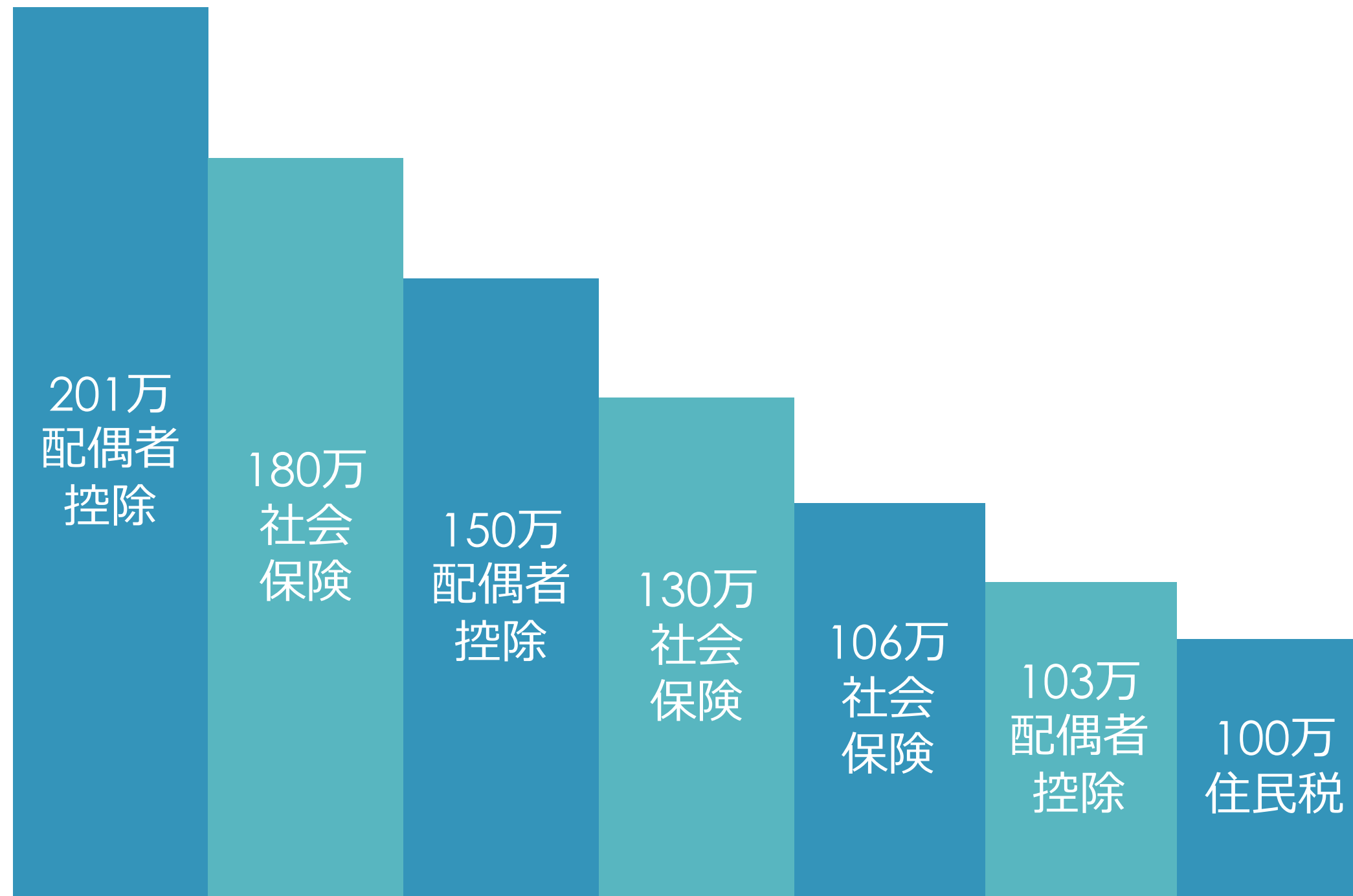
「年収の壁」の代表的なものは所得税の「150万円の壁」や社会保険料の「130万円の壁」があります。

ポイント

- ・ 所得税上の「150万円の壁」
- ・ 社会保険料上の「130万円の壁」

上記の「壁」は有名ですが、実はまだ多くの種類が存在します。

「壁」の種類



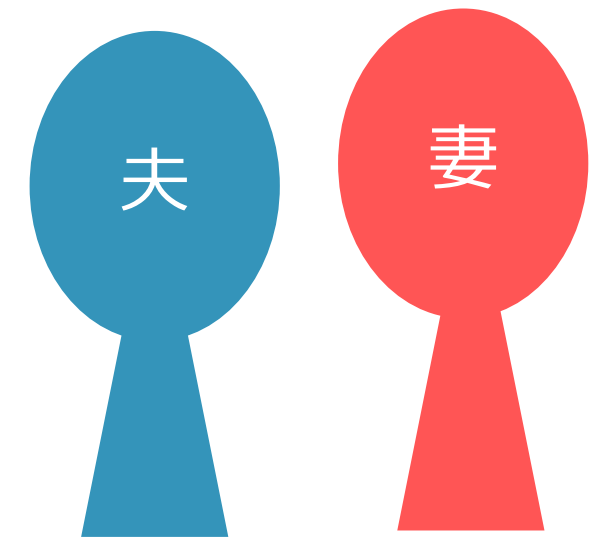
単位：万円

配偶者控除とは？

Q:そもそも、「配偶者控除」とは何でしょうか？

ポイント

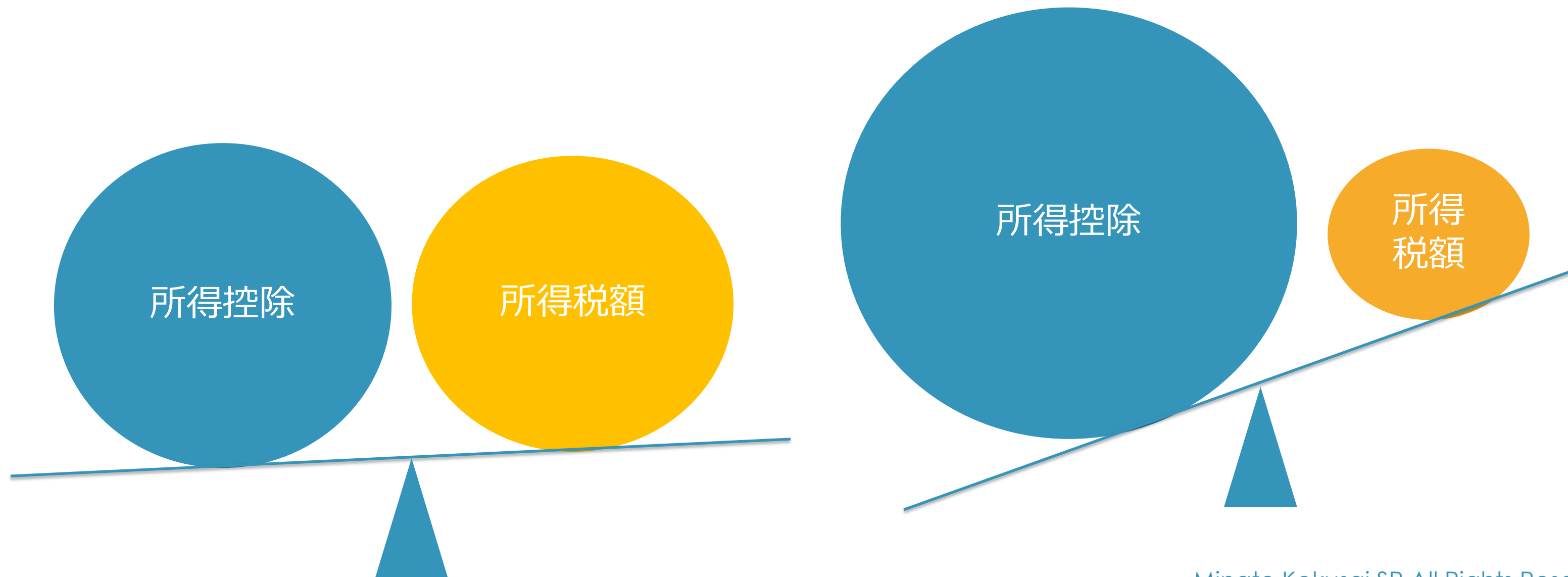
- ・「配偶者控除」とは、納税する本人に配偶者がいる場合、**一定の所得控除を納税者本人が受けることが出来る制度**を言います。
- ・所得控除とは、税金の計算をする際に、要件に合致すると所得の金額から差し引くことができ、**納めるべき所得税が低くなる**という措置が採られています。



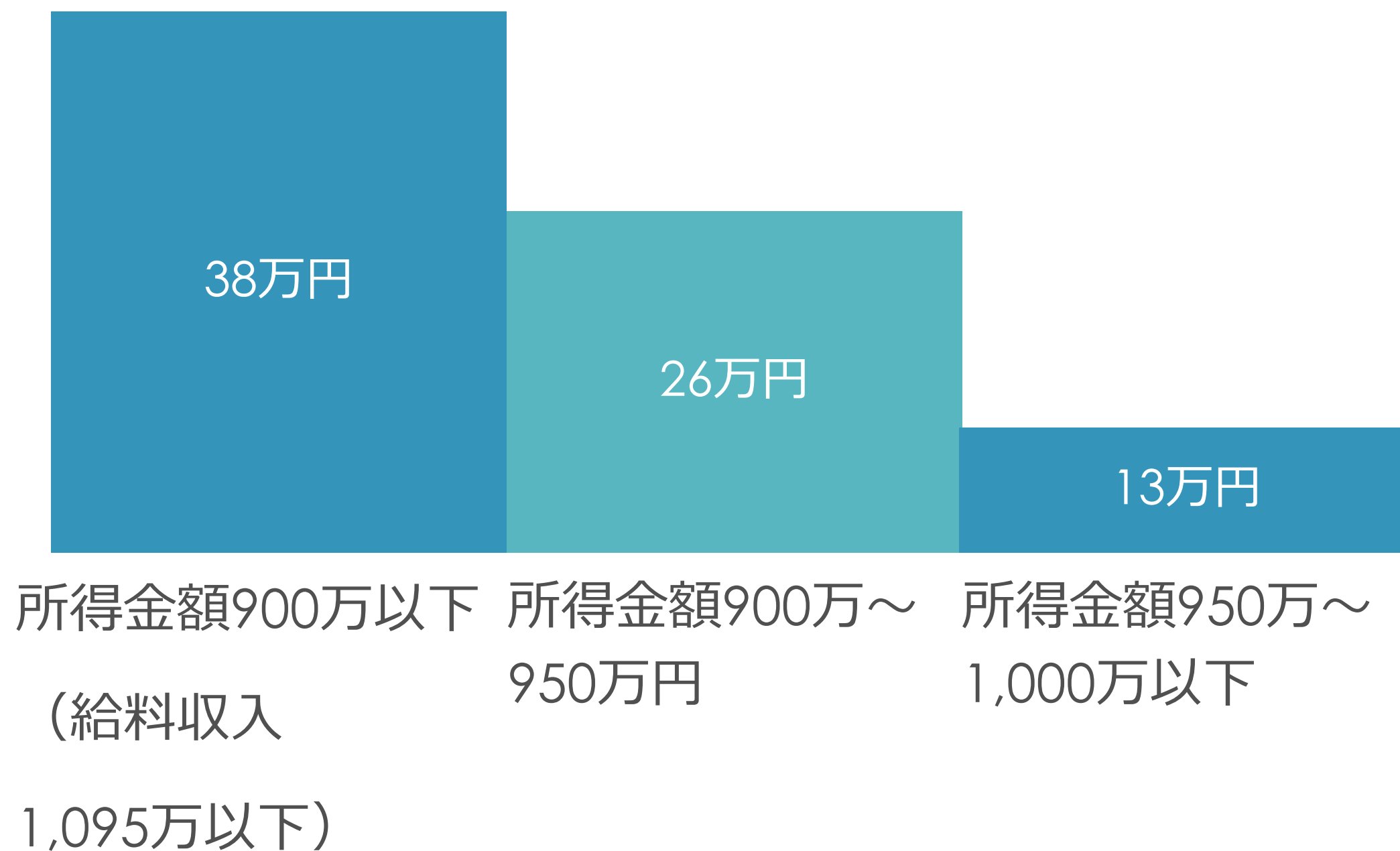
所得税の計算式

(収入 - 経費 - 所得控除) × 税率

※所得控除が**大きければ大きい**ほど、納めるべき
所得税額は**小さく**なります。

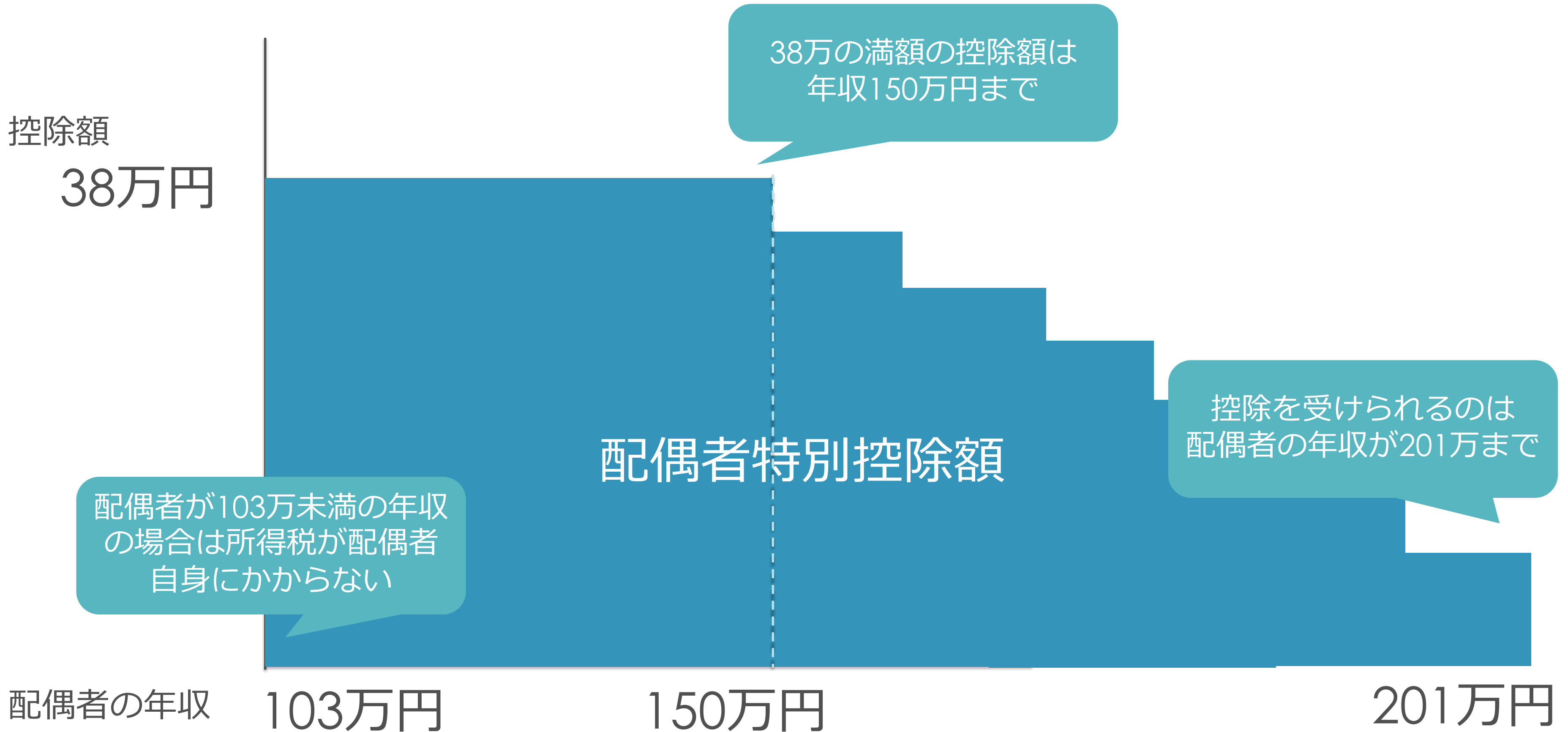


配偶者控除の基本は「38万」です。そして納税者本人の所得が上がると、控除額の上限が変わります。



単位：万円

配偶者控除のイメージ図 給料収入1,095万以下の場合



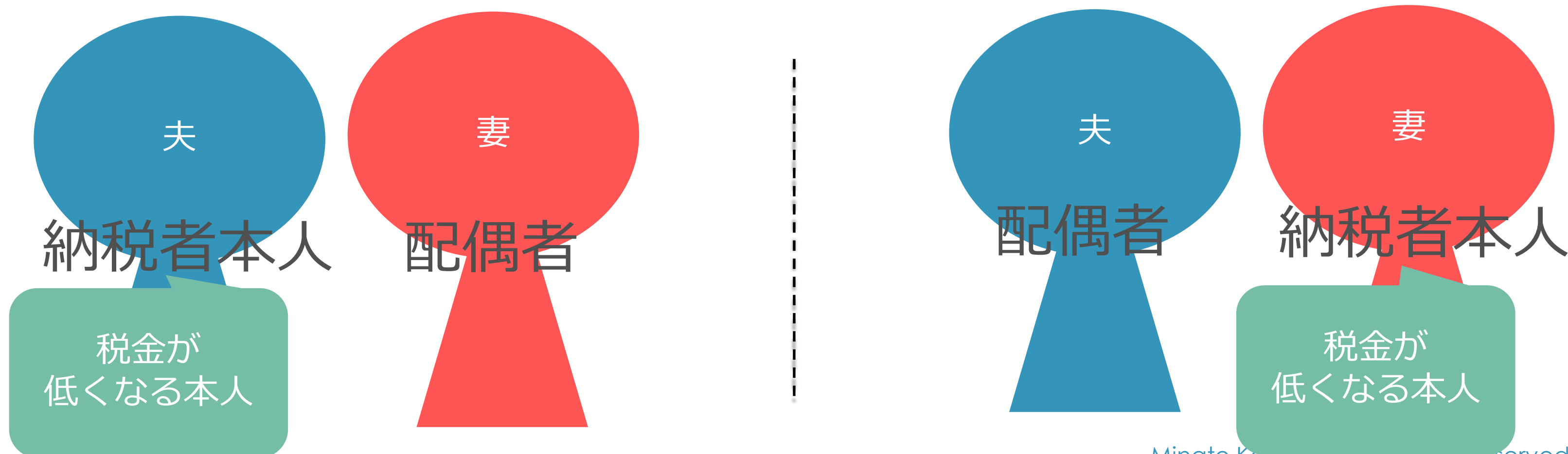
男女別に見た働き方

年収の壁とは？

年収の壁を一つ一つ見ていこう

就業調整について知ろう

配偶者控除を受けることができ、税金が低くなる本人が納税者本人、その計算の元となった配偶者を「配偶者」と記載します。 ※夫が配偶者、妻が納税者本人という事も当然あります。（本講座では便宜上配偶者は妻としていますが、それを推奨している訳ではありません。）



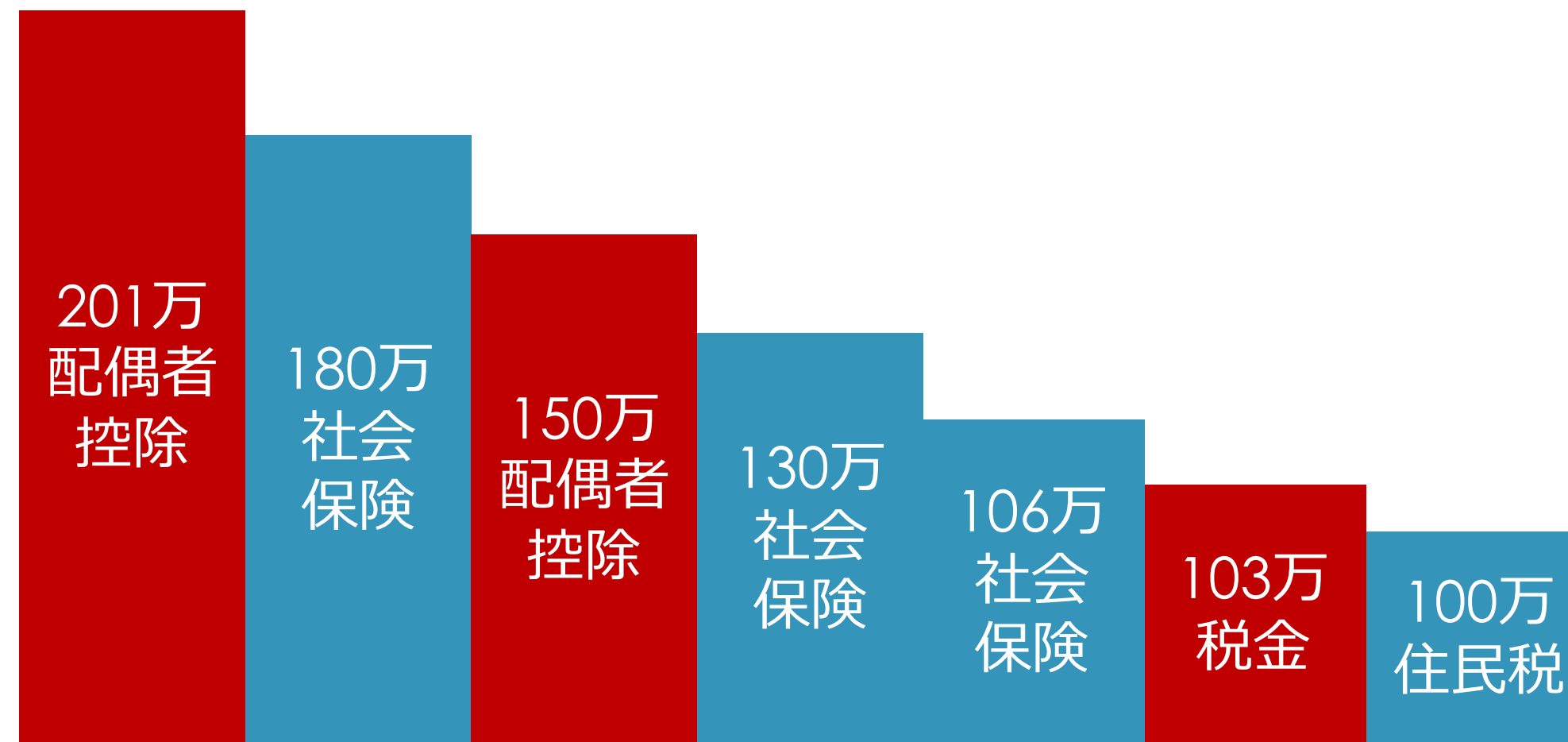
「壁」には3つの分野があります。①から順に見ていきましょう。

3つの分野

- ①所得税
- ②住民税
- ③社会保険料

所得税については、3つの「壁」があります。

ポイント



単位：万円

控除を受けることができる**配偶者の給料総額は201万円**までとなっています。

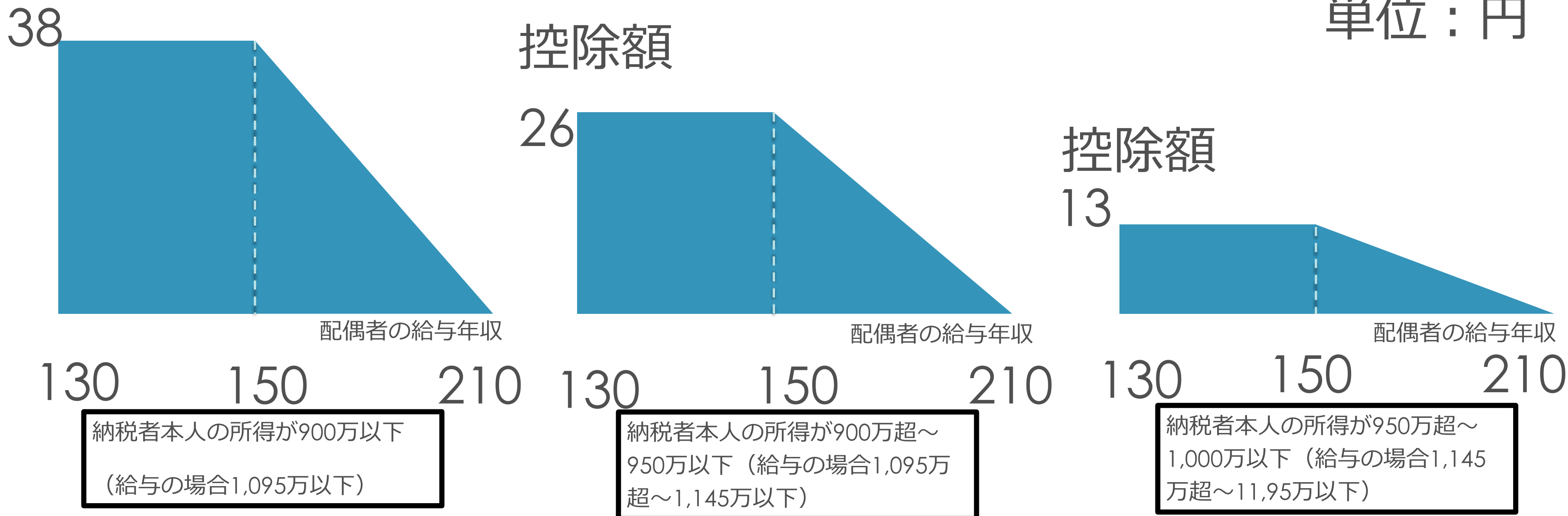
ポイント

- ・ 配偶者の年収が150万を超えても、201万に達する前までは、（減額はされますが）本人は配偶者特別控除を受けることができます。
- ・ 配偶者の年収が201万というと、月額約17万となります。そのため配偶者は**パートタイマーでなくとも、正社員で勤務してキャリアを作ることは可能**なのです。

納税者本人の所得金額に応じて、控除額が変わります。

控除額

単位：円

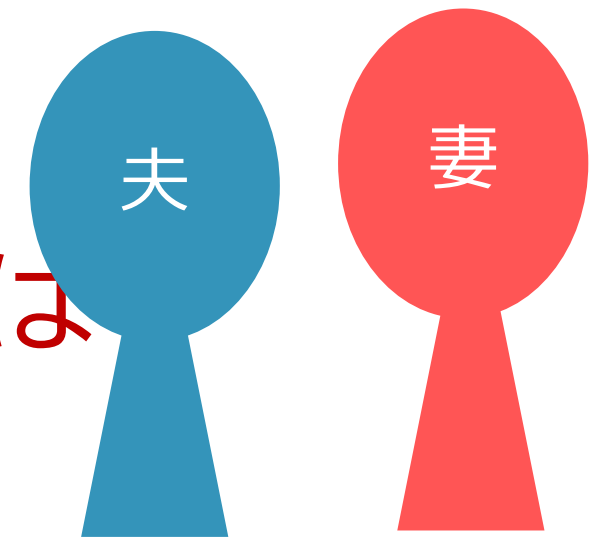




「150万の壁ということは、103万を超えても私たち側（配偶者側）には税金はかからないということですか？

ポイント

- ・ 150万円の壁は、納税者本人が控除をどの位受けられるのかどうかという壁であり、**配偶者本人には影響がありません。**
- ・ 配偶者本人にとっては103万の壁が存在し、**給与総額が103万を超えれば配偶者自身には税金がかかります。**





103万円の壁とは、一体どのようなものなのでしょうか？

ポイント

- ・ 103万円の壁とは、**配偶者自身が働く際に所得税が課税されるライン**です。（103万を超えると配偶者自身に課税されます。）
- ・ 所得税は年収額に応じて課税される税金です。
- ・ 年収が103万円以下である場合には課税されません。

妻

住民税にも壁がある

年収の壁というと、所得税をイメージする方もおおいかもしれませんが、住民税においても「壁」があります。

住民税とは

- ・住民税の「壁」は、2種類あります。

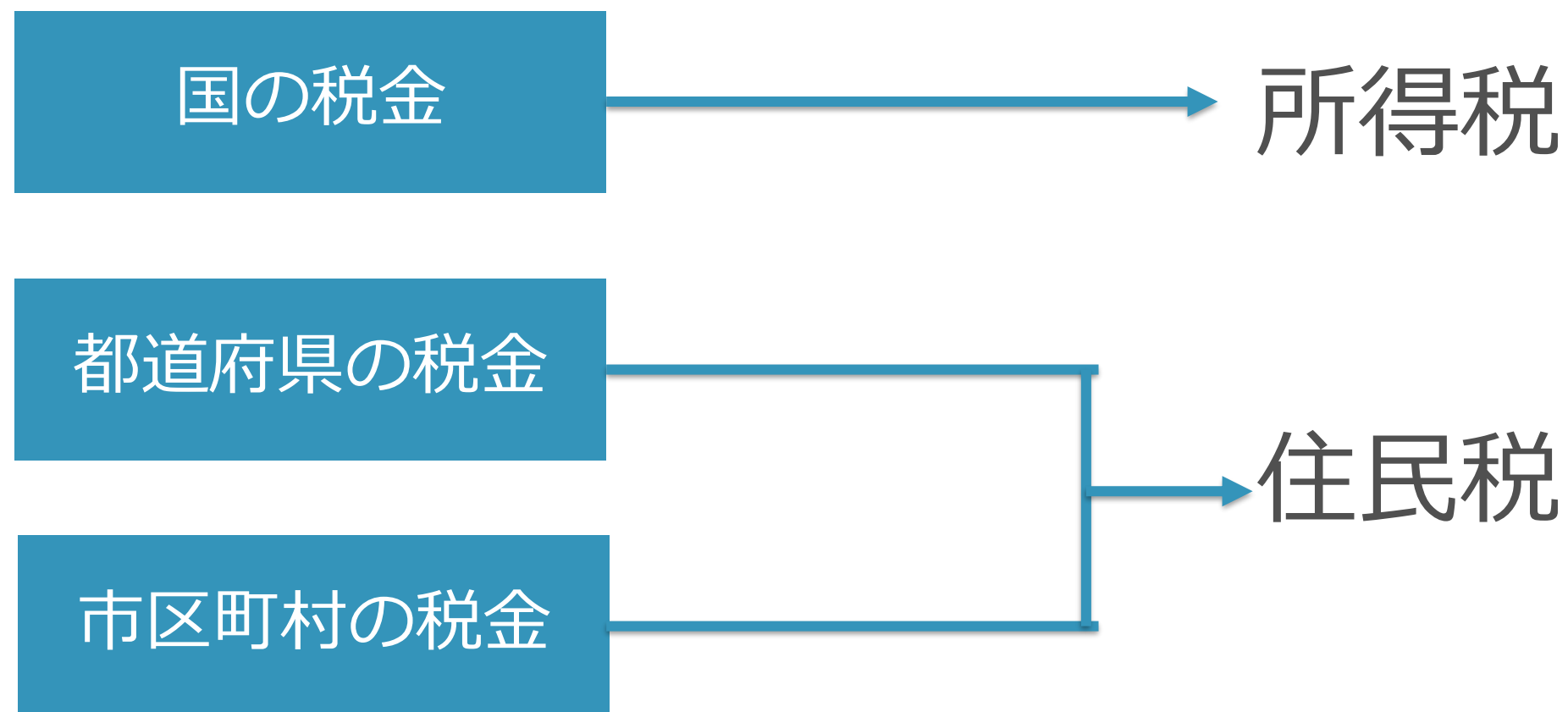
- ①155万円の壁

- ②100万円の壁

住民税とは？

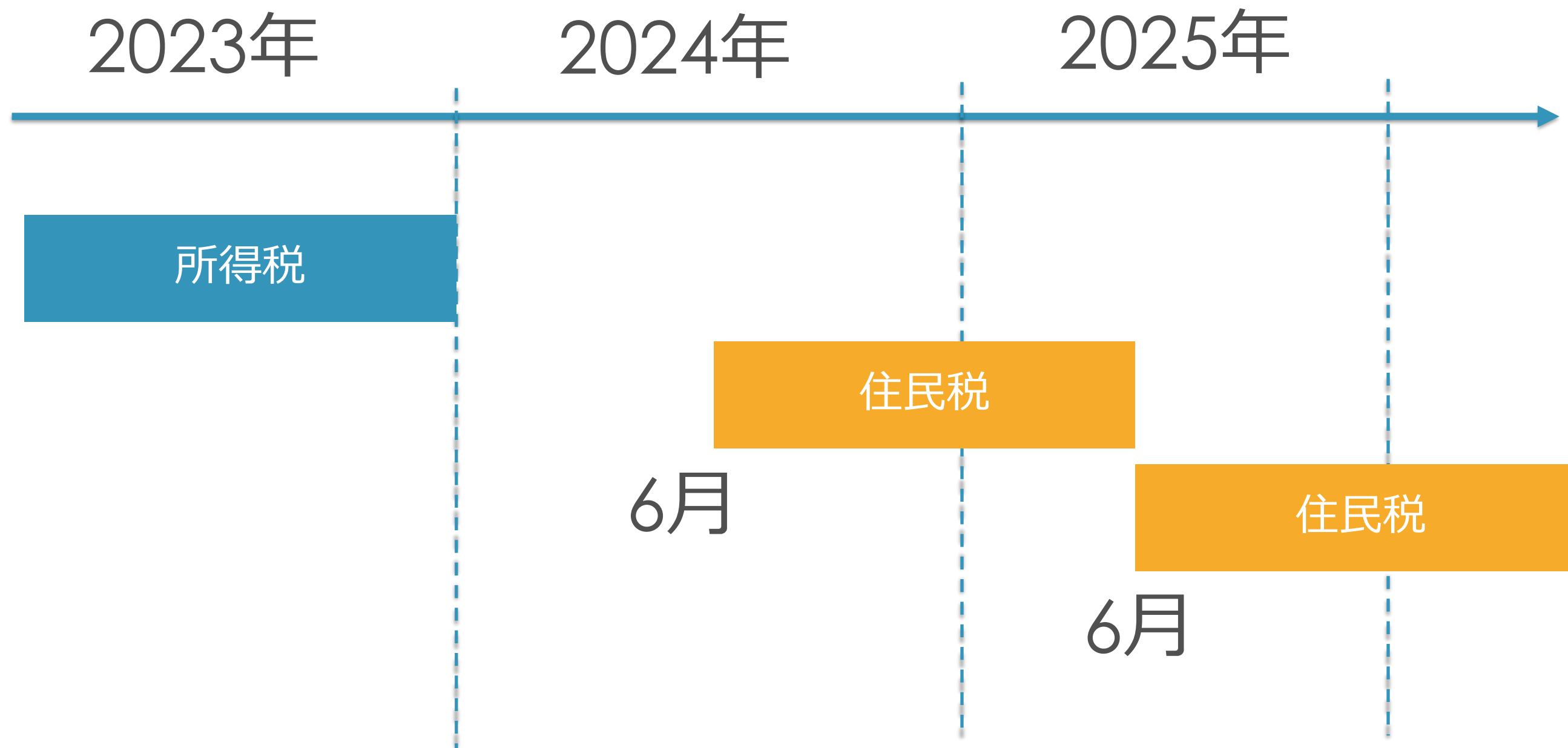
そもそも住民税とは何でしょうか？所得税との違いを理解しましょう。

住民税とは



住民税と所得税では、納付の時期も異なります。

所得税との違い



住民税の配偶者控除額

住民税の配偶者控除額は、所得税と若干異なります。

違い

	所得税	住民税
配偶者が70歳未満	38万円	33万円
配偶者が70歳以上	48万円	38万円

～900万円

33万円(38万円)

900万～950万円

22万円
(26万円)

950万～1,000万円

11万円
(13万円)

() 内は配偶者が70歳以上

(参考) 住民税の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	控除適用なし			

港区ホームページより抜粋

住民税の壁①155万円の壁

住民税でも、配偶者特別控除という制度があります。配偶者特別控除を受けられる配偶者の給与収入限度額が、住民税と所得税では若干異なります。

違い

控除額 所得税

38

所得税

130

150

210

配偶者の給与年収

控除額 住民税

33

住民税

130

155

210

配偶者の給与年収

住民税の壁②「100万円の壁」

住民税の「100万円の壁」とは、**配偶者自身が住民税を払う必要が生じるかどうか**を判断する基準となります。

100万円の壁

- ・つまり、配偶者自身について、収入が100万円以下であれば住民税は（配偶者本人について）非課税となり、それを超えると（配偶者について）**住民税が課税**となります。



妻

さらに、社会保険にも壁があります。社会保険の壁を理解しましょう。

社会保険の壁

・社会保険の「壁」は3種類ありますが、代表的なものは130万円の壁でしょう。しかし、他の2つもケースにより該当することがあるため、この機会に知っておきましょう。

- ①130万円の壁
- ②180万円の壁
- ③106万円の壁

3つの壁

① 130万円の壁

配偶者が60歳未満の場合、配偶者の年間収入が130万円未満の見込みの場合（かつ、同居の場合収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満、別居の場合は収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満の場合）年金事務所の審査を経て被扶養者となり得ます。

<ポイント>

- ・ 年金や雇用保険の失業手当も含めた金額であること
- ・ 健康保険の傷病手当金や出産手当金も含めた金額であること
- ・ これからの見込み額であること

3つの壁

②180万円の壁

130万円の壁よりは知られていませんが、180万円の壁も存在します。これは以下の場合に適用となります。

- ・ **配偶者が60歳以上**である場合 または
 - ・ 配偶者が障害厚生年金を受けられる程度の障害があること
- かつ、同居の場合収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満、別居の場合は収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満の場合）で、年金事務所の審査が下りた場合

3つの壁

③106万円の壁

106万円の壁は2018年に新設された「壁」です。それは次のページの要件を満たした場合、**配偶者自身が社会保険に加入する必要が生じる**ようになりました。

元々の対象者

フルタイム

週労働時間が通常の労働者の4/3以上

2022年10月～
従業員数
101人以上の企業



2024年10月～
従業員数
51人以上の企業

新たに追加になる対象者

週の所定労働時間が
20時間以上

学生ではない

2か月を超える雇用の
見込みがある

月額賃金が8.8万以上

就業調整の実態

年収の壁とは？

就業調整のメリット・デメリット



就業調整をするメリットは何がありますか？

就業調整には、メリット・デメリットがあります。この両方を知っておきましょう。

メリット

- 103万未満の場合所得税がかからない
- 配偶者控除により、手取が増える可能性がある。
- 保険料の負担なく国民年金が受給できる可能性がある
- 配偶者の会社から扶養手当が支給される場合もある



就業調整をする**デメリット**はありますか？

デメリット

- 配偶者本人について給与収入に制限がある
- 将来の年金が少ない（厚生年金の対象にならない）
- 勤務先が見つかりにくいことがある
- キャリアアップに繋がりにくい
- 職場でのチャンスを逃してしまう

将来の年金について

メリット・デメリット

配偶者の扶養に入っている第3号被保険者が将来受け取るのは、国民年金（老齢基礎年金）です。

扶養から外れて自分で厚生年金に加入すれば、ここに老齢厚生年金が上乗せされることとなります。

扶養ではない場合



扶養内の場合



キャリアアップに繋がりにくい点や職場内でのチャンスを逃してしまう点について

キャリアアップの観点から

- ・就業調整をして「壁」を意識すると、自身のキャリアアップや職場内での昇進を逃すことに繋がることがあり得ます。ご自身の人生において、本当にそれを選択することが良いことなのか今一度考えてみましょう。

働き方を今一度検討する機会にしませんか？

考えてみましょう

将来の年金額

物価高で生活水準を
保てるのか？

将来のための
キャリアアップ



今後どのようなキャリアを重ねていきたいですか？
どのような働き方をしていきたいですか？

様々な「壁」を知って、
今後の働き方を今一度見直すきっかけにしましょう。